

登校届(保護者記入)

旭市立

学校長

年 組

児童生徒氏名

分類	該当 疾患に✓	疾患名	出席停止の基準
第2種		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
		風しん	発疹が消失するまで
		水痘(水疱瘡)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種		溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		手足口病	発熱や咽頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が良ければ登校可能
		伝染性紅斑(りんご病)	発疹(りんご病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が良ければ登校可能
		マイコプラズマ肺炎	急性期は出席停止、全身状態がよければ登校可能
		ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノなど)	嘔吐、下痢などの症状が軽快し、全身状態が良ければ登校可能

令和 年 月 日に発症し、 月 日に医療機関名「 」を受診し、
月 日に集団生活に支障がない状態と判断したので登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名

※保護者の皆さまへ

学校は児童生徒が集団で生活をともにする場です。

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろんのこと、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

学校内で多く見受けられる上記の感染症については、出席停止期間の基準を参考にかかりつけ医の診断に従い、「登校届」の記入及び提出をお願いします。なお、学校での集団生活に対応できる状態まで回復してから、登校するようご配慮ください。

【参考】感染症の種類と出席停止の基準

令和8年9月1日

分類	疾患名	出席停止の基準	登校する際に必要な書類
第一種	※	治癒するまで	登校許可に関する意見書 (医師記入)
第二種	インフルエンザ	発症から5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	不要
	新型コロナウイルス	発症から5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	不要
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬での治療が終了するまで	登校届 (保護者記入)
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺また舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(水疱瘡)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで	
	咽頭性結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	登校許可に関する意見書 (医師記入)
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎		
	コレラ		
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能	登校届 (保護者記入)
	手足口病	発熱や咽頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が良ければ登校可能	
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹(りんご病)のみで全身状態が良ければ登校可能	
	ヘルパンギーナ	発熱や咽頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が良ければ登校可能	
	マイコプラズマ感染症	発熱や咽頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が良ければ登校可能	
	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノなど)	嘔吐、下痢などの症状が軽快し、全身状態が良ければ登校可能	

出典:公益財団法人日本学校保健会
会報「学校保健」331号別刷

※第一種学校感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ など

○「登校許可に関する意見書」の作成を依頼する場合は、医療機関により費用が掛かる場合があります。